

警報発表時の対応について

別紙 1

岐阜県立大垣商業高等学校 定時制

岐阜地方気象台から、大垣市（学校が所在する地域）又は生徒の居住する市町村（氾濫警報については対象河川の洪水浸水想定区域）に気象警報（以下「警報」という。）が発表された場合の対応は、以下のとおりとする。

1 登校前に警報が発表されている場合、次のように対応する。

（１）大垣市、揖斐川中流に警報が発表されている場合、下記（ア）（イ）に従う。

（ア）午後１時までに解除された場合

・・・通常通りの授業を行う。

（イ）午後１時以降に解除された場合

・・・臨時休業とし、家庭学習とする。

（２）大垣市、揖斐川中流に警報が発表されていない場合、

生徒が居住する地域又は揖斐川中流以外の洪水予報河川、通学する経路の地域に警報が発表されている場合、当該生徒は下記（ア）（イ）に従う。この場合、学校では授業が行われる。

（ア）午後１時までに解除された場合

・・・通常通りの授業を行う。

（イ）午後１時以降に解除された場合

・・・登校しないで、家庭学習とする。（１日出停止扱いとする。）

ただし、（ア）の場合、道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校に及ばない。

また、警報発表が予想され、登校に危険があると判断される場合は、登校に及ばない。これらの場合、必ず学校に連絡すること。

2 登下校中に警報が発表された場合、次のように対応する。

（１）学校又は自宅、避難所等いずれか近い場所に避難する。

3 在校中に警報が発表された場合、以下に基づき学校の指示に従う。

（１）警報発表中、及び発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。

（２）特別警報が発表された場合は、学校に待機させ、各校にて定める危機管理マニュアルに則り、安全確保に努める。

（３）下校させる場合は、警報解除後を原則とする。その際、交通機関、道路及び生徒の居住地域等の安全を確認のうえ、下校させる。

（４）自宅等への到着確認を確実に行う。

4 その他

（１）現在、気象警報は市町村（氾濫警報については対象河川の洪水浸水想定区域）ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。

（２）警報発表時や発表が予想される場合は、学校からの情報（学校ＨＰ・メール等）に注意すること。

（３）生徒及び保護者に対して、別紙 5 及び別紙 6 を配布し、非常変災時の対応について周知するとともに、自宅等の洪水予報河川の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域への該当について、必ず確認を行うよう依頼する。